

## 支弁区分の認定（受給申請）に必要な書類

就学奨励費の支弁区分の認定（受給申請）に当たり、次の書類（青色の書類）を学校が指定する期日までに提出してください。  
★…原則として電子申請

1	就学奨励費の受給にかかる申請書（★）（届出書）	<新入学時> 「申請書」（★）を提出 ※申請の有無に関わらず全員申請
		<2年次以降> 「届出書」を提出。申請内容に変更がある場合は「変更申請書」を提出 ※昨年度から世帯の変更がある場合は、事務担当者に申し出ること
2	交通調書（★） （上記申請書と同フォームから申請）	<新入学時、小学部4年次> 通学費（又は帰省費）の受給を希望する場合は提出 ※ 申請書の受給選択欄で「ウ」を選択した場合は不要
		<小学部2・3・5・6年次、中学部・高等部2年次以降> 申請内容に変更がある場合のみ提出 ※昨年度から通学方法や経路の変更がある場合は、事務担当者に申し出ること
3	支払口座振替依頼書	就学奨励費の振込支給に必要な書類 新入学時、振込口座変更時に提出 ※ 申請書の受給選択欄で「ウ」を選択した場合は不要
4	所得確認書類 ※①又は②を提出	①マイナンバー 以下のa～cの全てを提出。 a. 児童・生徒本人のマイナンバー b. 18歳以上の世帯全員分のマイナンバー c. 保護者（申請者）の本人確認書類 ※ 申請書の受給選択欄で「イ」を選択した場合aとcを提出 ※ 申請書の受給選択欄で「ウ」を選択した場合はいずれも不要
		②課税証明書等 以下のa～cのうちいずれかを提出。 a. 課税証明書又は特別徴収税額通知書（給与所得者、年金受給者） b. 非課税証明書（非課税者） c. 生活保護受給証明書（生活保護世帯） ※ 申請書の受給選択欄で「イ」又は「ウ」を選択した場合は不要

※ ①マイナンバーの提出方法については、別紙「マイナンバー関係書類作成・提出の流れ」を参照してください。  
※ ②課税証明書等の場合は、令和6年度分の課税証明書又は非課税証明書（6月頃から発行可能）において所得確認を行います。提出時期については別途学校から連絡します。  
※ 所得控除において、「小規模企業共済等掛金控除」を受けている場合は、就学奨励費の所得額においても所得控除可能です。該当の方は、小規模企業共済等掛金を支払った証明書等を併せて御提出ください。

## 支給に必要な書類

次の経費の支給に当たり、購入した学用品等の**購入日・購入品目・購入価格が記載された領収書又はレシート**が必要となりますので、学校から案内があるまで保管しておいてください。

学 部	対 象 経 費
幼稚部	学用品・通学用品購入費、寄宿舎用品費、帰省費（交通費・宿泊費）
小学部・中学部	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、寄宿舎用品費、オンライン学習通信費、帰省費（交通費・宿泊費）
高等部（本科）	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、寄宿舎用品費、ICT機器購入費、オンライン学習通信費、帰省費（交通費・宿泊費）
高等部（専攻科）	寄宿舎用品費、オンライン学習通信費、帰省費（交通費・宿泊費）

## 次の方法で支給されます

### （1）金銭支給

保護者が一旦負担した金額について、年3回（7月・12月・3月）の定例払において金銭を支給します。口座振込又は現金により支給します。

### （2）現物支給

保護者への金銭支給はせず、教科用図書の購入や行事の参加費等、学校が一括契約して直接業者に支払い、現物を支給します。

## 令和6年度

# 就学奨励事業のお知らせ

東京都教育委員会

このお知らせの内容は、令和6年1月時点のものです。  
今後の制度改正等により、記載内容等に変更が生じる場合は別途お知らせします。

## 就学奨励事業とは

就学奨励事業は、特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するもので、保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。

## 支弁区分の認定とは

就学奨励費は、保護者の負担能力の程度（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁区分を認定し、これに応じて支給されます。支弁区分は、次の四つに分かれています。

支弁区分	世帯の収入状況等	支給の概要
I 段階	①生活保護受給世帯 ②住民税非課税世帯 ③所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯	各経費の限度額の範囲内で、 <b>実費の全額</b> を支給
II 段階	所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯	各経費の限度額の範囲内で、 <b>実費の半額</b> を支給（教科用図書、通学費等一部の経費については全額）
III 段階	①III段階を選択した世帯 ②所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯	教科用図書購入費、通学費、交流学习交通費等 <b>一部の経費のみ</b> 支給
施設等	児童福祉施設等に措置入所している児童・生徒	ICT機器購入費（新入生用端末）、校外活動等参加費、補助教材費の <b>一部の経費のみ</b> 支給

## 支弁区分の目安

支弁区分は、次の表の世帯の所得額と世帯状況を参考にしてください。

実際の認定は、世帯構成や人数等により異なりますので、あくまで**目安**としてください。

※ ここでいう所得額とは、令和6年度に納付すべき都道府県民税及び区市町村民税の課税の基礎となった、世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）の合計額から、社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親又は寡婦控除の控除額の合計額を引いた金額をいいます。

支弁区分	世帯の状況（かつこ内は年齢を示す。）					
	親(44)子(13)	親(44)親(41)子(13)	親(44)子(13)子(11)	親(44)親(41)子(13)子(11)	親(44)親(41)子(13)子(11)子(5)	親(44)親(41)子(13)子(11)子(16)
I 段階	約278万円以下	約358万円以下	約362万円以下	約437万円以下	約488万円以下	約516万円以下
II 段階	約463万円以下	約598万円以下	約604万円以下	約729万円以下	約813万円以下	約860万円以下
III 段階	約464万円以上	約599万円以上	約605万円以上	約730万円以上	約814万円以上	約861万円以上

※ この表は、令和5年度基準によるものです。令和5年10月からの生活保護基準見直しに伴い、令和6年度は変動がある予定です。



## 世帯員等の考え方について

### 世帯員に該当する者

- 申請書に記載する世帯員は、以下アからエまでのいずれかに該当する者全員です。
- 世帯の収入額、需要額の算定に必要なため、漏れが無いように記載してください。

	要件	例
ア	住民票上、児童・生徒と同一世帯で登録されている者	父、母、兄、姉 など
イ	住民票上は別世帯であるが、同じ家屋の下で同居し、かつ同一の生計を営んでいる者	同居する祖父母 など
ウ	勤務、就学、療養等の都合上別世帯となっている親族で、生活費や学資金等の送金が継続して行われている者	単身赴任している父、 大学生で一人暮らししている兄姉 など
エ	児童・生徒の親権者、後見人その他主たる扶養者・監護者で、生活費等の負担関係にある者	後見人 など

### 世帯員から免除できる者

- 上記の世帯員のうち、世帯員から免除ができる者は以下のとおりです。
- 免除する場合は、「算定免除願」を提出してください。
- 申請書への記載、所得確認書類の提出は不要です。

	免除事由	所得確認書類	算定免除願	その他提出書類
1	住民票上同一世帯であるが、独立して生活を営んでおり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	光熱水費等を別に支払っていることがわかる証明書
2	生徒の親権者であるが、離婚を目的とした別居中であり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	
3	生徒の親権者であるが、行方不明の状況であり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	
4	現在同居しているが、日常の食生活（調理者・調理場所）が別で、光熱水費（相当額）も別に支払っている者	不要	要	光熱水費等を別に支払っていることがわかる証明書

### 所得の算定から免除できる者

- 上記の世帯員のうち、収入額の算定から免除ができる者は以下のとおりです。
- 免除する場合は、以下の表に応じて必要書類を提出してください。
- 申請書には世帯員として記載した上で、「算定免除」欄に○を付けてください。

	免除事由	所得確認書類	算定免除願	その他提出書類
1	18歳以上であって、税法（所得税法又は地方税法）上の被扶養者及び控除対象配偶者	要※	不要	健康保険証の写し等
2	18歳未満の者	不要	不要	
3	税法上の事業専従者（白色申告）	不要	不要	白色申告者の課税証明書
4	世帯員認定免除者	不要	要	
5	現在長期療養中であり、年度末まで所得を得る見込みがない者	不要	要	医師の診断書
6	民生委員から、現在生活が困窮している旨の調査書が発行され、近い将来生活保護費の受給を申請する意思がある場合	不要	要	民生委員の調査書
7	離婚等により、保護者等が変わるが、今年度末までの間に所得を得る見込みがない場合	不要	要	現在生徒を扶養していることが分かる証明書等（健康保険証の写し等）

※扶養者の課税証明書が提出されている場合は、被扶養者及び控除対象配偶者の所得確認書類とみなします。

## 所得に関するチェックリスト欄について

### 小規模企業共済等掛金控除

- 所得控除において、「小規模企業共済等掛金控除」を受けている場合は、就学奨励費の所得額の算定においても所得控除をすることができます。（令和5年中に、以下のいずれかの掛金を支払っている場合に該当）

	小規模企業共済等掛金控除の対象
1	小規模企業共済法の規程によって独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金
2	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
3	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金〔東京都心身障害者扶養共済制度（東京都福祉保健局が実施）〕

- マイナンバーを利用して所得確認を行う場合、小規模企業共済等掛金の情報は確認できないため、掛金の控除額を証明する書類（源泉徴収票や課税証明書等）を提出してください。（※ マイナンバー関係書類を提出した方が対象）

	小規模企業共済等掛金控除額の証明書類	備考
1	令和5年分 源泉徴収票の写し	
2	令和6年度（令和5年所得分） 課税証明書	交付時期については、例年6月上旬以降 （提出時期についても6月上旬以降になります。）

## 支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき、下記の生徒（以下「甲」という。）の保護者等に金銭支給される就学奨励費は、口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人  
(保護者等) { 住所  
(連絡先電話番号 ( ) )  
氏名 (印)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

学 校 名  
学部・学年・学級名  
生徒 (甲) 氏名

## 御注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人 (保護者等) 御本人の口座に限ります。
- 変更の場合は変更箇所のみ御記入ください。
- この依頼書を提出するときは、同時に振込口座の通帳を提示し、確認を受けてください。
- 甲が在籍する学校が変わった場合は、この依頼書を再提出してください。

〔学校控用〕

## 支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき、下記の生徒（以下「甲」という。）の保護者等に金銭支給される就学奨励費は、口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人  
(保護者等) { 住所  
(連絡先電話番号 ( ) )  
氏名 (印)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

学 校 名  
学部・学年・学級名  
生徒 (甲) 氏名

## 御注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人 (保護者等) 御本人の口座に限ります。
- 変更の場合は変更箇所のみ御記入ください。
- この依頼書を提出するときは、同時に振込口座の通帳を提示し、確認を受けてください。
- 甲が在籍する学校が変わった場合は、この依頼書を再提出してください。

〔保護者控用〕

支払金口座振替依頼書

記入例（ゆうちょ銀行の場合）

2枚目（保護者控用）を切り離し、1枚目を提出してください。

東京都知事 殿

（新規） 変更用

令和●●年 4月●●日

入学式（始業式）以降の日付を記入してください。

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき、下記の生徒（以下「甲」という。）の保護者等に金銭支給される就学奨励費は、口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

2枚全てに印鑑を押印してください。

依頼人 { 住所 東京都新宿区西新宿2-8-1  
(保護者等) (連絡先電話番号 03(5321)5\*\*1) 東京  
氏名 東京 父

保護者等氏名は、就学奨励費申請書と同一の氏名を記入してください。

振込先金融機関名 本・支店名 金融機関・支店コード 口座番号 (右詰めで記入)
ゆうちょ 銀行・信用金庫 本店 ゆうちょ銀行
信用組合・農協 支店 990019810123456
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで トウキョウチチ

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

普通口座：1
当座口座：2
貯蓄口座：4

学 校 名 東京都立〇〇特別支援学校

学部・学年・学級名 高等部1年A組

生徒（甲）氏名 東京 花子

御注意

- 1 新規・変更の該当する場合は、必ず「ゆうちょ銀行」の欄に記入してください。
2 振込先の口座は依頼書に記入してください。

ゆうちょ銀行
口座番号
(記号・番号)
【記号】11960
【番号】1234561

記号 番号
11960 1234561

ユウセイ タロウ 様

（盗難・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すでにカード紛失センターまたはお近くのゆうちょ銀行・郵便局へご連絡ください。盗難・紛失された通帳・カードでのお取引を停止します。） カード紛失センター 1111-111111

振替口座開設(印) 通常貯金ご利用の上限額 〇〇〇〇〇〇円
キャッシングサービス 代理店カード デビットサービス
定額定期(印) 貸付(印) 国債等自動貸付け(印)
銀行使用欄に記載されている振込用の【店名】・【店番】・【預金種目】・【口座番号】を「支払金口座振替依頼書」に記入
この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください

- 就学奨励費は、保護者等の方が指定する金融機関の預金口座への振込となります。
➢ 就学奨励費を辞退する方は提出不要です。
➢ ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・店番・預金種目・口座番号が必要です。〔ゆうちょ銀行の口座番号（記号・番号）に対しては、振り込むことができません。〕
➢ 通帳に記載がない場合は、ゆうちょ銀行の窓口に通帳をお持ちになり御確認ください。

記入例（ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合）

2枚目（保護者控用）を切り離し、1枚目を提出してください。

支払金口座振替依頼書  
（新規 変更用）

令和●●年4月10日

東京都知事 殿

入学式（始業式）以降の日付を記入してください。

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき、下記の生徒（以下「甲」という。）の保護者等に金銭支給される就学奨励費は、口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人（保護者等）  
住所 東京都新宿区西新宿2-  
氏名 東京 父  
（連絡先電話番号 03 (5320) 6\*\*\*\*）

2枚全てに印鑑を押印してください。

東京

保護者等氏名は、就学奨励費申請書と同一の氏名を記入してください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	1 2 3	1	1 2 3 4 5 6 7
口座名義人（カタカナ）		30文字まで		
トウキョウ チチ				

\* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

学校名 東京都立●●特別支援学校  
学部・学年・学級名 高等部 1年 A組  
生徒(甲)氏名 東京 花子

普通口座：1  
当座口座：2  
貯蓄口座：4

- 就学奨励費は、保護者等の方が指定する金融機関の預金口座への振込となります。
- 就学奨励費を辞退する方は提出不要です。
- 金融機関口座は保護者等（申請者）名義の預金口座に限ります。依頼人氏名・口座名義人氏名・申請書の「保護者等氏名」は必ず一致させてください。
- 提出の際は、通帳のコピー（口座番号の確認できるもの）を添付してください。